

別表第 6(第 2 条関係)

豊郷小学校旧校舎群使用料

施設の名称	使用区分			
	午前	午後	夜間	テレビ・映画等の撮影による使用の場合
校舎棟 (3 階を除く 1 部屋)	1,000 円	1,000 円	1,000 円	1 日 1 回 30,000 円
酬徳記念館 (町民ギャラリー)	2,000 円	2,000 円	2,000 円	
講堂	4,000 円	4,000 円	4,000 円	

備考

- 1 町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は使用料の 5 割を加算する。
- 2 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の 5 割を加算する。ただし、テレビ・映画等の撮影による使用の場合は除く。
- 3 使用区分は午前(8 時 30 分から 12 時 30 分まで)、午後(13 時 00 分から 17 時 00 分まで)、夜間(17 時 30 分から 21 時 30 分まで)とする。
- 4 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この表に掲げる使用料の 5 割を加算する。
  - (1) 営利を目的として使用するとき。
  - (2) 営利を目的としないで使用するときで、入場料その他これに類するものを 1 人当たり 1,000 円以上を徴収するとき。
- 5 上記の使用料は午前、午後、夜間の区分毎の料金である。ただし、テレビ・映画等の撮影による使用の場合で、午前、午後、夜間の区分以外で使用する場合は、一時間あたり 2,000 円を使用料として徴収する。

別表第 7(第 2 条関係)

豊郷小学校旧校舎群付帯設備及び備品使用料

区分 ＼ 内容	講堂音響設備一式	講堂ピアノ
使用料 1 回に つき	1,000 円	4,000 円

備考

- 1 町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人および団体が使用する場合は、使用料の 5 割を加算する。
- 2 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、この表に掲げる使用料の 5 割を加算する。
  - (1) 営利を目的として使用するとき。
  - (2) 営利を目的としないで使用するときで、入場料その他これに類するものを 1 人当たり 1,000 円以上を徴収するとき。
- 3 上記の使用料は午前、午後、夜間の区分毎の料金である。